



発行人：麻生 泰
編集人：中 幸四郎
山口千津子
編集協力：平山企画舎



CONTENTS

- 馬の虐待事件に判決…①
- 会員の声…②
- セミナー開催のお知らせ…②
- 本のごあんない…②
- カレンダーご案内…②
- 事務局から…③
- 作文コンテスト募集のお知らせ…③
- ご寄付金…③
- 海外情報…④～⑤
- メディアに取り上げられた虐待・遺棄事件…⑤
- 視察…⑥
- 文書送付…⑥
- ボランティアのお願い…⑥
- 支部便り…⑦
- ジョーズジュニアコーナー…⑧

発行 / 社団法人日本動物福祉協会 〒106-8663 東京都港区元麻布 3-1-38 第5谷沢ビルディング内
TEL (03) 3405-5681 FAX (03) 3478-1945 HP http://www.corcocu.co.jp/JAWS/

馬の虐待事件に判決

平成13年4月25日、動物との共生を考える連絡会(当協会も幹事団体として参画)として、「ゆうじんくらぶ乗馬牧場(長野県高遠町)」経営者小俣純雄を、彼の所有馬2頭に十分な給餌・給水をせず衰弱させた「動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項違反(虐待)の疑い」で長野県警伊那警察署に告発いたしました。雪解けの現場には山積みの糞、空腹から馬にかじられ細くなった柱とトタン屋根だけの馬房、散乱したゴミという劣悪かつ不衛生な環境下でクサリにながれ衰弱放置されていた2頭の馬の他にすでに死体となった2頭の馬が放置されていました。死馬については死因が突き止められず、今回は獣医師による診断が出た衰弱した2頭のみにつき告発しました。

動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項「衰弱させる等の虐待」で罰金15万円

伊那警察署はこの事件を捜査し、調書を作成して、同年10月、「動物愛護法違反(虐待)の疑い」で長野地検伊那支部に送検。平成14年4月、罰金30万円(動物愛護法第27条第2項の最高額)の略式命令が出ましたが、被告側が不服を申し立て本裁判となりました。5月からほぼ月1回のわりで長野地方裁判所伊那支部で公判が開かれる中、被告人は一貫して調教で伏せを教えるために痩せさせた」と主張しましたが、検察は保健所、地主、餌の世話を頼まれた人、獣医師、2頭の衰弱馬を保護してくださったポニー牧場長などの証言に基づき平成13年3月9日ごろから同年4月11日まで給餌・給水しなかったこと、消瘦し不健康な状態では調教はできないことを立証。平成15年3月13日、「罰金15万円に処する」という判決が言い渡されました。罰金30万円の求刑に対し、半分の15万円に減額された理由は被告人本人の傷害ないし病気の影響を勘酌したものです。

こうして動物愛護法施行後初めて第27条第2項「衰弱させる」とへの判決が出ました。これで明確に「衰弱させる」ことは「虐待」と認定されたわけですが、さらに判決理由の中で「不衛生な場所での飼育し、不健康な状態に陥らせる」という「虐待」と認め、虐待の定義の幅が広がったことは今回の裁判の成果と言えるかもしれません。



やせて骨が浮き出た状態の馬



保護後、衰弱から回復し、筋肉もついて元気になった

法律における「虐待の定義」を現状に適用できるようにするには今後このような判例を積み上げていく必要があると思います。「動物愛護法」の5年後の見直しもあと2年半となりました。この「虐待の定義を広げる」ことや「動物取扱業を許可制にする」こと等々、大きく8項目について見直しを求めていきます。このJAWSレポートNo.43と共に法改正の署名用紙を同封いたしましたので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。(山口千津子・JAWS獣医師)

判決(抜粋)

小俣純雄
上記の者に対する動物の愛護及び管理に関する法律違反被告事件について、次の通り判決する。

主文

被告人を罰金15万円に処する。その罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間被告人を労務場に留置する。

理由

被告人は「ゆうじんくらぶ乗馬牧場」を経営し、厩舎において被告人が所有・管理する愛護動物である馬2頭(クォーターホース1頭、シエッタランドポニー1頭)を飼育していたが、平成13年3月9日から同年4月11日までの間、上記馬2頭に対し、死馬2頭が放置されていた上に馬糞の清掃もなされていなかった不衛生な環境の下、十分な給餌をせず栄養障害状態に陥らせる虐待を行ったものである。

(証拠の標目) 省略

(補正説明) 省略

1. 省略
2. 動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項「虐待」とは、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠る行為を指すものであり、その代表的な行為として「みだりに給餌又は給水をやめることにより、衰弱させる行為」が例示されているものと解される。したがって、必ずしも愛護動物が「衰弱」していなければならないものではなく、著しく不衛生な場所での飼育し、給餌又は給水を十分与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も、上記「虐待」に該当するものとすべきである。

(法令の適用) 省略

(量刑の理由) 省略

以上を総合考慮すると、被告人は、本件2頭の馬に対し、十分な給餌をせず結果的に不健康な状態(栄養障害状態)に陥らせた上、著しく不衛生な状況下で飼育していたものであって、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠っていたと評価せざるを得ない。したがって、被告人は動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項に規定する「虐待」を行ったと認定するのが相当である。

として算出される一日当たりの平均量薬約11・3錠をかなり下回っていると言えらる。②次に、その結果として、保護されたクォーターホースは栄養消耗症、また、保護されたシエッタランドポニーは栄養失調症と推定されている。③さらに、被告人は、毎日上記牧場にいるわけではなく、別の人物に給餌及び給水をしてもらう必要があったが、世話を依頼していたNは平成13年1月下旬までその役目を辞め、その後に依頼していたKも2回しか上記牧場に依っていた(しかも、1回は馬に与える餌がなかった状態である)。そして、その他に上記牧場で馬の世話を継続的に行っていた者もないのであるから、少なくとも平成13年3月9日から同年4月11日までの間、被告人が上記牧場において給餌・給水を含む馬の世話をきちんと行っていない。④また、平成13年4月7日の時点における厩舎の状況を見ても、周囲の馬糞が除去されず、しかも厩舎内及びその手前に死んだ馬2頭(しかも腐敗が進行していたものである)がそのまま放置されており、建物自体もポロポロと言っても過言ではないものである。保護された馬2頭は、そのような厩舎内に、それほど長くない網(1日前後)でつながれた状態にあったことに鑑みれば、極めて不衛生な状況下で飼育されていたと言わなければならない。